

## 1. 令和2年第5回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

令和2年12月23日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第140号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第141号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第142号 郡上市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第143号 郡上市債権管理条例の制定について
- 日程6 議案第144号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第145号 郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第146号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第158号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定について
- 日程10 議案第159号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について
- 日程11 議案第160号 郡上市白鳥ふれあいの館及び郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程12 議案第161号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について
- 日程13 議案第162号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について
- 日程14 議案第163号 郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定について
- 日程15 議案第164号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程16 議案第165号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について
- 日程17 議案第166号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について
- 日程18 議案第167号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程19 議案第168号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について
- 日程20 議案第169号 白山長滝公園ほか3施設の指定管理者の指定について
- 日程21 議案第170号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について
- 日程22 議案第171号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について

- 日程23 議案第172号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について
- 日程24 議案第173号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について
- 日程25 議案第174号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程26 議案第175号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程27 議案第176号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程28 議案第177号 郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定について
- 日程29 議案第178号 財産の無償譲渡について（為真中央生活改善センター）
- 日程30 議案第179号 財産の無償譲渡について（為真小向集会所）
- 日程31 議案第180号 財産の無償譲渡について（中津屋地区コミュニティ消防センター）
- 日程32 議案第181号 財産の無償譲渡について（六ノ里地区防災拠点施設）
- 日程33 議案第182号 財産の無償譲渡について（二日町地区防災拠点施設）
- 日程34 議案第183号 財産の無償譲渡について（二日町農村センター）
- 日程35 議案第184号 市道路線の廃止について
- 日程36 陳情第3号 [郡上市長および]郡上市議会に対して気候変動対策を求める陳情について

## 2. 本日の会議に付した事件

- 日程1から日程36まで
- 日程37 会期の延長について
- 日程38 議発第11号 水道事業の財政支援の強化等を求める意見書について
- 日程39 議発第12号 議員派遣について

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教治	2番	長岡 文男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一貴
7番	森藤 文男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝彦	10番	山川 直保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌孝
15番	尾村 忠雄	16番	渡辺 友三
17番	清水 敏夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市 長 公 室 長	日 置 美 晴
総 務 部 長	古 田 年 久	健 康 福 祉 部 長	和 田 美 江 子
農 林 水 産 部 長	五 味 川 康 浩	商 工 観 光 部 長	可 児 俊 行
建 設 部 長	小 酒 井 章 義	環 境 水 道 部 長	猪 俣 浩 巳
教 育 次 長	佃 良 之	消 防 長	笹 原 克 仁
代 表 監 査 委 員	大 坪 博 之		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	大 坪 一 久	議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 課 長 補 佐	松 山 由 佳
議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 主 任	岩 田 亨 一		

## ◎開議の宣告

○議長（山川直保君） おはようございます。

議員各位におかれましては出務御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

---

## ◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、4番 田中義久君、5番 蓑島もとみ君を指名いたします。

---

## ◎議案第140号から議案第146号まで（委員長報告・採決）

○議長（山川直保君） 日程2、議案第140号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてから日程8、議案第146号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例についての7議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました7議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、11番 田中やすひさ君。

○11番（田中やすひさ君） おはようございます。それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

令和2年第5回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例5件につきまして、令和2年12月14日開催の第5回総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第140号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、自主運行バスの利便性の向上と交通空白地の解消を目的に、美並巡回バスの路線や運行ルート、運行距離等を改めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から今回の見直し後における地域の状況変化に伴って想定され得る今後の地区要望等に対し、どう対応していくのかとの質問があり、今回の見直しは、将来にわたってこの運行方法に固定するというのではなく、一定の見直し要望等があった際には、再度協議をしながらよりよい運行を目指したいとの説明がありました。

また、自主運行バスの料金設定における基本的な考え方について質問があり、平成23年度の地域

公共交通会議における料金設定の議論を踏まえ決定しているが、原則として、地域内を巡回するものは100円とし、従量制を取るものについては、初乗り10キロまでが100円で、それを超える部分については3.5キロごとに100円が加算される仕組みとしているとの説明がありました。

地域協議会からの提言に基づく路線の見直しと承知しているが、地域協議会の意向がどの程度反映されているのかとの質問があり、提言書では、運行目的を買い物と通院に特化することや車両を小型化することで、デマンド運行を導入してはどうかといったことが盛り込まれていたが、検討を行う中で、デマンド運行については、運行を担う事業者が見つからなかったことなどから巡回型を継続することとした。他方、買い物や通院に利用しやすいダイヤへの調整や必要なルートにおける小型車両化等については反映させることができた。このことは、地域協議会等との協議の中で納得いただけたものと考えているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第141号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、議案第178号から議案第183号までの6議案と関連があるため、併せて説明を受け、一括して質疑を行いました。

条例の改正について、総務部長から、議案第178号から議案第183号までの地区集会所を地元自治会に無償譲渡することに伴い、公の施設としての位置づけを廃止するための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から無償譲渡の条件について質問があり、地元が受入れを決めた場合に譲渡する方針であり、それに基づいて進めていること、起債は償還期間、補助金は耐用年数が過ぎたものを譲渡しているとの説明がありました。

また、集会所だけで市有地を譲渡していないところと譲渡しているところがあるため、その理由について質問があり、敷地内に集会所だけでなく公園と駐車場が隣接しているため、登記上分筆する必要があるのでとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第142号 郡上市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について。

総務部長から、地方税法の一部改正に伴い、関係条例における延滞金の割合の特例に係る規定を改めるための改正であるとの説明を受けました。

委員からは、特段の質疑はなく、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第143号 郡上市債権管理条例の制定について。

総務部長から、市の債権に関する事務の処理について、統一的基準を定めることにより、市の債権管理の適正化と市民負担の公平性と財政の健全性を確保するため、制定するものであるとの説明

を受けました。

審査の中で、委員から条例を制定し、内部事務や徴収体制が一元化される場合のメリットと督促手数料の廃止に関する協議がされたかについて質問があり、条例制定により統一基準が定められ、各課の徴収業務に一貫性ができることと、困難な案件は債権管理室に移管されることで、より踏み込んだ処理を行うことができるとの説明がありました。督促手数料については、県内の市の多くが廃止をしていない状況ではあるが、今後も情報に注視しながら検討をしていくとの説明がありました。

また、市内金融機関等と情報収集などの協力体制が取られているか、債権より費用が上回ると認められるときの基準はあるかと質問があり、現在でも競売や破産は裁判所等と協力体制があること、債権より費用が上回る場合の基準はなく、案件ごとに弁護士と相談するとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。  
議案第144号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について。

消防長から、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の規定を整備するための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から急速充電設備の出力50キロワットから200キロワットまでの設備が市内にあるかについて質問があり、市内にはないとの説明がありました。

また、条例が改正された背景に、急速充電設備の火災の事例があったからかと質問があり、市内では急速充電設備の火災の事例はないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。令和2年12月23日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会総務常任委員会委員長 田中やすひさ。

よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

続きまして、文教民生常任委員会委員長、16番 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） おはようございます。それでは、文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

令和2年第5回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例1議案につきまして、令和2年12月16日開催の第6回文教民生常任委員会において慎重に審査を行いましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過につきましては主な内容を報告いたします。

議案第145号 郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布に伴い、居宅介護支援事業所の管理者要件の緩和及び経過措置期間の猶予を行うため定めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から主任介護支援専門員の配置により収入に差異があるのかとの質問があり、主任介護支援専門員の配置にかかわらず、事業所の取組に応じて介護報酬の加算を取れる場合は、収入の増加が見込めるとの説明がありました。

また、11事業所のうち3事業所が主任介護支援専門員を管理者としていない理由について質問があり、日々の業務の中で主任介護支援専門員の資格取得のための研修を受ける時間を捻出できないことが主な理由であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。令和2年12月23日、郡上市議会議長 山川直保様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 渡辺友三。

以上でございます。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

続きまして、産業建設常任委員会委員長、14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） おはようございます。それでは、産業建設常任委員会の報告書を読ませていただきます。

令和2年第5回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例1議案につきまして、令和2年12月15日開催の第5回産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第146号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、老朽化に伴い、美吉野住宅を廃止するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から建物撤去後の跡地利用について質問があり、跡地については用途廃止を行って行政財産から普通財産に変更し、建設部から総務部へ所管替えを行うとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。令和2年12月23日、郡上市議会議長 山川直保様、郡上市議会産業建設常任委員会委員長 兼山悌孝。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑・討論・採決を行います。

議案第140号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対

する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第140号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第140号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第141号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第141号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第141号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第142号 郡上市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第142号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第142号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第143号 郡上市債権管理条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第143号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第143号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第144号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第144号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第144号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第145号 郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第145号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第145号は原案のとおり可とすることに

決定いたしました。

議案第146号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第146号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第146号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第158号から議案第177号までについて(委員長報告・採決)

○議長(山川直保君) 日程9、議案第158号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定についてから日程28、議案第177号 郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定についてまでの20議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました20議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。総務常任委員会委員長、11番 田中やすひさ君。

○11番(田中やすひさ君) それでは、報告をさせていただきます。

令和2年第5回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました指定管理者の指定1議案につきまして、令和2年12月14日開催の第5回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第158号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定について。

市長公室長から、郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者について、5年間を指定の期間として、引き続き、株式会社郡上ネットを指定管理者とすることについて説明がありました。

審査の中で、委員から収益が上がっている要因について質問があり、収入の面では、基本のテレビだけでなくインターネットの利用者が多いこと、支出の面では、経営努力により委託費等の経費削減がされていることなどが大きな要因であるとの説明がありました。

また、料金体制を含め、ほかの業者に乗り換えられないような施策を検討すべきではないかとの

質問があり、大手の同業他社と同等の金額とするのは難しいと思われるが、採算ラインを検討しながら、加入しやすく脱退されにくい仕組みづくりについて検討していきたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。令和2年12月23日、郡上市議会議長 山川直保様、郡上市議会総務常任委員会委員長 田中やすひさ。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

続きまして、産業建設常任委員会委員長、14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

令和2年第5回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました指定管理者の指定18議案につきまして、令和2年12月15日開催の第5回産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

審査に当たり、議案第159号から議案第167号までの9議案は、農林水産部が所管する公の施設の指定管理に関する議案で関連があり、議案第168号から議案第176号までの9議案は、商工観光部が所管する公の施設の指定管理に関する議案で関連があるため、各部からそれぞれ一括して説明を受け、質疑を行い、議案ごとに採決を行いました。

全対象施設に共通して、委員から公共施設適正配置計画に基づき譲渡の検討がされているが、時間が経過するほど施設の老朽化が進み、市と指定管理者にとって負担が増すため、今回の指定管理期間において譲渡、廃止の方向を決断すべきではないかの質問があり、指定管理期間5年間の施設については、経営を続けていくことができるよう働きかけを行い、指定管理期間3年間の施設については、経営事情を把握した上で譲渡の決断をする必要があるため、令和3年度には具体的に各施設の方向性を見定めたいと考えているとの説明がありました。

議案第159号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者について、3年間を指定の期間として、引き続き、郡上八幡せせらぎリバーウッドパーク組合を指定管理者とすることについて説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第160号 郡上市白鳥ふれあいの館及び郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、郡上市白鳥ふれあいの館及び郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者

について、5年間を指定の期間として、引き続き、株式会社しろとりを指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、施設修繕における指定管理者の費用負担の状況について質問があり、以前に周辺一帯を道の駅施設として大規模改修した際、備品等を含め約1,000万円を指定管理者が負担するなど、適正な費用負担となっているとの説明がありました。

また、委員から引き続き良好な職場環境の確保に努められたいとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第161号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について。  
農林水産部長から、郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者について、3年間を指定の期間として、引き続き、株式会社油坂を指定管理者とすることについての説明を受けました。

審査の中で、委員から譲渡の見通しについて質問があり、今年の上半期の利用客が前年対比57%であり、コロナ禍の中で先行きが見通せない状況であるため、指定管理期間の3年間の中で経営状況を見ながら協議を進めたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第162号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者について、3年間を指定の期間として、引き続き、石徹白農業用水農業協同組合を指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、委員から事業収入に関する質問があり、乾燥野菜商品の売上げは施設を利用している加工団体の収入であり、施設の事業収入には含まれていないことや、地域振興の観点から指定管理者が実施する小水力発電の収益で施設経費を賄っているとの説明がありました。

施設の修繕の状況についても質問があり、以前に排煙窓の修繕が発生した際は、修繕費用の20%を同組合が負担したとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第163号 郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者について、3年間を指定の期間として、引き続き、協同組合高鷲観光協会を指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、譲渡の見通しについて質問があり、当施設は朝市施設として活用されているが、生産者の高齢化が進んでおり、指定管理期間の3年間の中で他用途で使用することも視野に入れて検討したいという話を受けており、同協会の合意形成が図られれば次の段階に進むとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第164号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の指定管理者について、3年間を指定の期間として、引き続き、株式会社たかすファーマーズを指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、委員から譲渡の見通しについて質問があり、当施設は施設使用料137万円を毎年納付されており、附帯施設である豆腐工房を平成28年度に同社に譲渡済みであるが、コロナ禍の影響もあり、残りの牛乳等製造施設は情勢を見極めながら進めたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第165号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、郡上市明宝農産物加工場の指定管理者について、3年間を指定の期間として、引き続き、株式会社明宝レディースを指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、委員から施設の経営状況や支援策について質問があり、累積黒字・積立金など経営体力があることや、原材料であるトマトの安定供給に対する支援、新商品開発の補助事業支援をしているとの説明がありました。

市の出資状況について質問があり、明宝レディースは200株中30株を市が出資する第三セクターであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第166号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者について、3年間を指定の期間として、引き続き、有限会社和良農産を指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、委員から施設使用料の支払い状況について質問があり、毎年使用料として225万6,000円を納付されており、現時点で未納はない状況であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第167号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について。

農林水産部長から、郡上市和良農産物加工施設の指定管理者について、3年間を指定の期間として、引き続き、株式会社珍千露を指定管理者とすることについて説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第168号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者について、3年間を指定の期間として、引き続き、有限会社阿弥陀ヶ滝観光を指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、持続化給付金の支給状況について質問があり、国の事業であり、オンライン申請となっているため市内の支給状況は把握できていないが、商工観光部の観光事業者経営安定化補助金については、支給済みであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第169号 白山長滝公園ほか3施設の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、白山長滝公園ほか3施設の指定管理者について、5年間で指定の期間として、引き続き、株式会社しろとりを指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、委員から白鳥地域特産物振興センター単体としては、令和元年度については借地料及び指定管理料として市から約750万円が支出され、収支差額は約680万円の黒字であり、内部留保されることも考えられるが、指定管理料の算定の方針について質問があり、同センターの収支については黒字であるが、同社は複数の指定管理施設を運営しているため、コロナ禍の経営状況を鑑み、指定管理料を決めていくとの説明がありました。

各指定管理施設の利用者数の把握方法について質問があり、レジスターによるカウントであるとの説明がありました。

持続化給付金の支給状況について質問があり、国の事業であり、オンライン申請となっているため市内の支給状況は把握できないが、商工観光部の観光事業者経営安定化補助金については、支出済みであるとの説明がありました。

同社の代表取締役が別組織の代表理事組合長との兼務となっていることによる弊害はないかとの質問があり、代表役員として同社の定款に基づき選出されており、市が関与することではないが、業務に精通されており、経営状況の把握や風通しのよい職場環境づくりを心がけていただいている。また、同社と白鳥観光協会が協力して、福井県大野市と郡上市のそれぞれの道の駅が観光面、防災面において連携するための協議を進めており、同社のさらなる成長が期待される状況であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第170号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について。

商工観光部長から、郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者について、3年間で指定の期間として、引き続き、粥川緑地等利用施設組合を指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、委員から譲渡の見通しについて質問があり、公共施設適正配置計画に基づき、目標年次を令和3年度は協議期間、令和4年度はさらに協議を進めていくこととしている。同組合とは譲渡について交渉中であるが了承には至っていない。今後はコロナウイルス感染症の影響も踏まえ、経営状況等を確認し、譲渡協議を進めていくとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第171号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者について、3年間で指定の期間として、引き続き、美並フォレスト株式会社を指定管理者とすることについて説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第172号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、郡上市美並総合案内所の指定管理者について、3年間で指定の期間として、引き続き、樹木の会を指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、委員から譲渡の見通しについて質問があり、同会は軽食、喫茶の自主事業で収入を得ているが、近年の経営状況については厳しい状況であり、公共施設適正配置計画上では廃止の施設となっているが、同会への譲渡を含めて協議を進めていくとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第173号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、郡上市美並川の駅の指定管理者について、3年間で指定の期間として、引き続き、子宝温泉川の駅373組合を指定管理者とすることについて説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第174号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者について、3年間で指定の期間として、引き続き、小川ふるさと活性化組合を指定管理者とすることについて説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第175号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者について、3年間で指定の期間として、引き続き、和良川公園オートキャンプ場管理組合を指定管理者とすることについて説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第176号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者について、3年間で指定の期間として、引き続き、和良大月の森公園キャンプ場管理組合を指定管理者とすることについて説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。令和2年12月23日、郡上市議会議長 山川直保様、郡上市議会産業建設常任委員会委員長 兼山悌孝。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） ありがとうございました。

続きまして、文教民生常任委員会委員長、16番 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） それでは、文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

令和2年第5回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました指定管理者の指定1議案につきまして、令和2年12月16日開催の第6回文教民生常任委員会において慎重に審査を行いましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第177号 郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定について。

教育次長から、郡上市総合スポーツセンターの指定管理者について、5年間を指定期間として、引き続き、ドルフィン株式会社郡上支店を指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、委員から、指定管理者の候補団体としての選定経緯及び指定管理料の算出根拠について質問があり、指定管理者の指定を受けようとする者の公募を10月1日から14日にかけて行った結果、公募があったのは、ドルフィン株式会社郡上支店のみであった。また、指定管理料については、施設の維持管理や運営に係る光熱水費、人件費等について、過去5年間の状況から算出しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果につきまして報告いたします。令和2年12月23日、郡上市議会議長 山川直保様、郡上市議会文教民生常任委員会委員長 渡辺友三。

以上でございます。

○議長（山川直保君） ありがとうございました。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第158号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第158号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第158号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第159号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第159号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第159号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第160号 郡上市白鳥ふれあいの館及び郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第160号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第160号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

皆様方にお願ひですが、異議なし、ありは皆様方、はっきりと声に出していただければありがたいです。一部の方の声のみ聞こえますので、よろしく元気よくお願いします。

議案第161号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第161号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、

採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第161号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第162号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第162号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第162号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第163号 郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第163号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第163号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第164号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第164号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第164号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第165号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第165号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第165号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第166号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第166号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第166号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案167号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第167号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第167号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第168号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第168号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第168号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第169号 白山長滝公園ほか3施設の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第169号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第169号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第170号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第170号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第170号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第171号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第171号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第171号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第172号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第172号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第172号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第173号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行い

ます。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第173号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第173号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第174号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第174号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第174号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第175号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第175号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第175号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第176号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第176号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第176号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第177号 郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第177号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第177号は原案のとおり可とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第178号から議案第183号について(委員長報告・採決)

○議長(山川直保君) 日程29、議案第178号 財産の無償譲渡について(為真中央生活改善センター)から日程34、議案第183号 財産の無償譲渡について(二日町農村センター)まで6議案を一括議題とします。

ただいま一括議題としました6議案は、総務常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長 11番 田中やすひさ君。

○11番(田中やすひさ君) それでは失礼いたします。

令和2年第5回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました財産の無償譲

渡6議案につきまして、令和2年12月14日開催の第5回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第178号 財産の無償譲渡について（為真中央生活改善センター）。

議案第141号の郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例と関連があるため、議案第178号から議案第183号までの6議案について、議案第141号と併せて説明を受け、一括して質疑を行い、議案ごとに採決を行いました。

議案第178号は、委員からは特段の質疑はなく、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第179号 財産の無償譲渡について（為真小向集会所）。

特段の質疑はなく、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第180号 財産の無償譲渡について（中津屋地区コミュニティ消防センター）。

特段の質疑はなく、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第181号 財産の無償譲渡について（六ノ里地区防災拠点施設）。

特段の質疑はなく、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第182号 財産の無償譲渡について（二日町地区防災拠点施設）。

特段の質疑はなく、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第183号 財産の無償譲渡について（二日町農村センター）。

委員からは、議案第141号の報告のとおり、市有地を集会所と併せて譲渡しない理由について質問があり説明を受けました。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の審査の経過と結果について報告いたします。令和2年12月23日、郡上市議会議長 山川直保様、郡上市議会総務常任委員会委員長 田中やすひさ。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第178号 財産の無償譲渡について（為真中央生活改善センター）の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第178号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第178号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第179号 財産の無償譲渡について(為真小向集会所)の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第179号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第179号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第180号 財産の無償譲渡について(中津屋地区コミュニティ消防センター)の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第180号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第180号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第181号 財産の無償譲渡について(六ノ里地区防災拠点施設)の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第181号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第181号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第182号 財産の無償譲渡について(二日町地区防災拠点施設)の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第182号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第182号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第183号 財産の無償譲渡について(二日町農村センター)の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第183号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第183号は原案のとおり可とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第184号について(委員長報告・採決)

○議長(山川直保君) 日程35、議案第184号 市道路線の廃止についてを議題とします。

ただいま議題としました議案第184号は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） それでは、報告をさせていただきます。

令和2年第5回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました市道路線の廃止1議案につきまして、令和2年12月15日開催の第5回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過につきましては主な内容を報告いたします。

議案第184号 市道路線の廃止について。

建設部長から、八幡町有穂字棚畑地区に位置する市道棚井区内9号線、棚井区内10号線について、区域内で2路線を含めた一帯の敷地を牧場として整備する計画があり、市道として不要となるため、路線を廃止するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から市道路線廃止後は私道になるのか、私道となる場合は所有権が変わるのかとの質問があり、市道路線の廃止後は法定外道路となり、隣接所有者の了解を得られれば払い下げの手続を行うとの説明がありました。

今回は、牧場経営者に対する道路敷の払い下げが前提の廃止と思われるが、払い下げの価格の提示は行うのかとの質問があり、周辺土地の評価額を参考に算定するが、今回の場合は農地であり、近隣宅地の固定資産評価額の30%となる旨を伝えているとの説明がありました。

市道路線の廃止について棚井区内10号線付近の建物に影響はないかとの質問があり、県道白鳥明宝線側から建物付近まで車両の乗り入れが可能であるため、影響はないとの説明がありました。

本議案の道路は、形状としては農道であるが市道認定されており、逆に同じような農道で市道認定されていない道路もあるが、市道として認定する定義はどのようなものかとの質問があり、こうした道路の多くは、旧町村で圃場整備を行った際に整備された道路であり、当時の旧町村で町村道への認定の考え方に差があったため異なる状況が生じていたが、現在は一定の基準に基づいて認定しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。令和2年12月23日、郡上市議会議長 山川直保様、産業建設常任委員会委員長 兼山悌孝。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、質疑、討論、採決を行います。

議案第184号 市道路線の廃止について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第184号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議案第184号は原案のとおり可とすることに決定しました。

---

### ◎陳情第3号について（委員長報告・採決）

○議長（山川直保君） 日程36、陳情第3号 [郡上市長および] 郡上市議会に対して気候変動対策を求める陳情についてを議題とします。

ただいま議題としました陳情第3号は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） それでは、報告をいたします。

令和2年第5回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました陳情1議案につきまして、令和2年12月15日開催の第5回産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

陳情第3号 [郡上市長および] 郡上市議会に対して気候変動対策を求める陳情。

議会事務局に陳情書を朗読させた後、審査を行いました。

審査の中で、委員から本陳情は、市と議会が気候非常事態宣言、またはゼロカーボンシティ宣言を発表すること、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとすることを市の目標とすること等を求めているものであり、自然豊かな郡上市は、全国そして世界の模範となるべく、率先して気候危機の問題に取り組んでいくべきという趣旨には賛同するものであるが、現状としては、本定例会の各議員の一般質問に対する市の答弁のとおり、課題の整理や目標値の設定等の取組をこれから進める段階である。

陳情を採択することにより、陳情項目の実現に向けた取組を進めなければならないが、議会単独で対応することは不可能であり、市の取組を制約することにもつながりかねない。採択ではなく趣旨採択として、市と足並みをそろえて協力して取組を進めるべきであるとの意見が出され、本委員会として意見が一致しました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で趣旨採択とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。令和2年12月23日、郡上市議会議長 山川直保様、郡上市議会産業建設委員会委員長 兼山悌孝。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（山川直保君） ありがとうございました。

報告が終わりましたので質疑、討論、採決を行います。

陳情第3号 [郡上市長および] 郡上市議会に対して気候変動対策を求める陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

委員長の報告は陳情を趣旨採択とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、陳情第3号は趣旨採択することに決定しました。

ここで暫時、休憩とします。再開は11時とします。

（午前10時46分）

---

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時00分）

---

○議長（山川直保君） ここで日程の追加を行いたいと思います。

お諮りします。会期の延長について、議発第11号 水道事業の財政支援の強化等を求める意見書について、議発第12号 議員派遣について、以上の3件を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認め、会期の延長についてから議発12号までの3件について追加することに決定いたしました。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

---

◎会期の延長について

○議長（山川直保君） 日程37、会期の延長についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月23日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を12月24日まで1日延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、12月24日まで1日延長することに決定いたしました。

---

◎議発第11号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 日程38、議発第11号 水道事業の財政支援の強化等を求める意見書についてを議題といたします。

事務局に朗読をさせます。

議会事務局長 大坪一久君。

○議会事務局長（大坪一久君）

---

議発第11号

水道事業の財政支援の強化等を求める意見書について

表記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

令和2年12月23日提出

提出者 郡上市議会議員 兼 山 悌 孝

賛成者 郡上市議会議員 尾 村 忠 雄

賛成者 郡上市議会議員 野 田 勝 彦

郡上市議会議長 山 川 直 保 様

水道事業の財政支援の強化等を求める意見書（案）

本市は、平成19年度以降、簡易水道等施設の統合を積極的に推進し、当初、66区域あった給水区域を40区域に統合した。平成30年度から、水道事業会計と簡易水道事業特別会計の統合を行い、公営企業会計として一本化して運営している。

また、国から統合簡易水道事業の推進に対する指導を賜り、緊急時給水拠点確保等事業（重要給水施設配水管）に加え、生活基盤近代化事業（基幹改良）による老朽管路の更新、耐震化事業に着

手することができ、厚く御礼申し上げます。

しかし、平成16年の郡上郡7町村による合併で1,030平方キロメートルという広大な面積を有することとなった本市は、管路延長約900キロメートルを有し、地形的に厳しい典型的な中山間地域にあり、点在する多くの給水区域を抱え、効率的な施設管理や広域連携が困難な状況となっている。また、人口減少による料金収入の減少や既存施設の老朽化、水源の悪化等非常に厳しい経営環境となっている。

このように、本市は本来収支採算を目的としていない旧簡易水道が大半を占めるため、施設統合及び会計統合を行っても施設規模及び管路延長は何ら変わることなく、経営・財政基盤が脆弱な状況が続いている。

よって、国においては、水道事業の健全な経営と基盤強化、耐震化等を推進するため、下記の事項について対策を講じられるよう強く要望する。

#### 記

1、老朽化対策や耐震化対策をはじめ、国民の生命を守るライフラインである水道施設の更新・維持・管理に要する経費への財政支援を強化すること。

2、水道施設の更新事業等の実施に係る、現行の補助制度の採択基準が実態と乖離していることから、補助要件の緩和を行うこと。さらに、簡易水道事業と上水道事業を統合した市町村について財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月23日

岐阜県郡上市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

---

よろしく申し上げます。

○議長（山川直保君） 朗読が終わりましたので、提出者の説明を求めます。

14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） ただいま意見書（案）を朗読していただいたとおりでございますが、この意見書につきましては、昨年度も同様に意見書を出させていただきました。

そして、国に陳情に行き、そしてまた、自民党の代議士さんからも意見を聞きたいということで、昨年度、市長さんと私とで行ってまいりました。

結果、ある程度いただいたわけでございますけれども、この水道事業の問題に関しましては、旧簡易水道事業とそして水道事業を統合することによって、今まで簡易水道事業として補助を受けたりなんかしてやってきたものが、かなりの部分を当市は占めておりますので、財政的にはかなり厳

しいというような中で、今年もまた国へ行ってまいりました。

厚労省におきましては、ある程度、聞いていただいたわけですが、財政措置につきましては、総務省の中に、この問題を取り上げる委員会がありまして、有識者研究会とかございますが、これがまた、10月の中旬に報告書まとめると言いながら、また11月にまとめる、そして、また12月の中旬にまとめるという、だんだん先送りされております。なので、今回、もう一度、念押しのために意見書を出したいということで出させていただきました。

なお、この意見書につきましては、東海の議長会におきまして、来年度また郡上市が発案者となりまして同様に行う予定となっておりますので、皆さん方の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議発第11号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認め、議発第11号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 討論なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。議発第11号について原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、議発第11号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議発第12号について（採決）

○議長（山川直保君） 日程39、議発第12号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣について、会議規則第169号の規定により申し出がありました。

お諮りします。申し出のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

◎散会の宣告

○議長（山川直保君） 以上で、本日の日程はこれで終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

(午前11時08分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長      山 川 直 保

郡上市議会議員      田 中 義 久

郡上市議会議員      蓑 島 もとみ